



# 鳥取県公報

令和3年11月30日（火）  
号外第107号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（13）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（14）（〃）・・・・・・・・ 3

# 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

## 鳥取県人事委員会規則第13号

給料表の適用範囲に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>中部療育園の次長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 中部療育園の課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3 略</p>

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																																
<p>別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="7">職務の級</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事の</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務部</td> <td>総合療育センター</td> <td>臨床心理士</td> <td>臨床心理士</td> <td>臨床心理主任</td> <td>臨床心理主任</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局</td> <td></td> <td>臨床検査技師</td> <td>臨床検査技師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部療育園</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>次長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>			職務の級									1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	組織	略								知事の	略								事務部	総合療育センター	臨床心理士	臨床心理士	臨床心理主任	臨床心理主任				局		臨床検査技師	臨床検査技師							中部療育園				次長					略								<p>別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="7">職務の級</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事の</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務部</td> <td>総合療育センター</td> <td>臨床心理士</td> <td>臨床心理士</td> <td>臨床心理主任</td> <td>臨床心理主任</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局</td> <td></td> <td>臨床検査技師</td> <td>臨床検査技師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部療育園</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>			職務の級									1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	組織	略								知事の	略								事務部	総合療育センター	臨床心理士	臨床心理士	臨床心理主任	臨床心理主任				局		臨床検査技師	臨床検査技師							中部療育園									略							
		職務の級																																																																																																																																															
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																									
組織	略																																																																																																																																																
知事の	略																																																																																																																																																
事務部	総合療育センター	臨床心理士	臨床心理士	臨床心理主任	臨床心理主任																																																																																																																																												
局		臨床検査技師	臨床検査技師																																																																																																																																														
	中部療育園				次長																																																																																																																																												
	略																																																																																																																																																
		職務の級																																																																																																																																															
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																									
組織	略																																																																																																																																																
知事の	略																																																																																																																																																
事務部	総合療育センター	臨床心理士	臨床心理士	臨床心理主任	臨床心理主任																																																																																																																																												
局		臨床検査技師	臨床検査技師																																																																																																																																														
	中部療育園																																																																																																																																																
	略																																																																																																																																																

### 附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第14号**

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の91</u>以上<u>100分の153</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の115</u>以上<u>100分の193</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の83.5</u>以上<u>100分の91</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の99</u>以上<u>100分の115</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の95</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の68</u>以下（特定幹部職員にあつては、<u>100分の87</u>以下）</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の93</u>以上<u>100分の157</u>以下（条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の117</u>以上<u>100分の197</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の85.5</u>以上<u>100分の93</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の101</u>以上<u>100分の117</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の77</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の37.5</u>以下 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>以下)</p> <p>2 略</p>	<p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の39.5</u>未満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の49.5</u>未満)</p> <p>2 略</p>
--	--

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員 (次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の92</u>以上<u>100分の155</u>以下 (条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員 (以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の116</u>以上<u>100分の195</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の84.5</u>以上<u>100分の92</u>未満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の100</u>以上<u>100分の116</u>未満)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の76</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の96</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の69</u>以下 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の88</u>以下)</p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員 (次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の91</u>以上<u>100分の153</u>以下 (条例第16条の4第2項に規定する特定幹部職員 (以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の115</u>以上<u>100分の193</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の83.5</u>以上<u>100分の91</u>未満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の99</u>以上<u>100分の115</u>未満)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の75</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の95</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の68</u>以下 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の87</u>以下)</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (令和3年鳥取県条例第42号) 第1条の規定の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。